

## 認定調査票パソコン入力フォーマットの利用について

認定調査票パソコン入力フォーマットの利用に当たり、以下の点にご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- ・ パソコンで入力できるのは「概況調査のⅣ」及び「特記事項」の文章部分のみです。基本調査チェック、特記事項番号、特記事項用紙2枚目以降の申請日および被保険者番号（1枚目は印字されているので記入不要）については、手書き（鉛筆）でご記入ください。
- ・ 印刷後、誤字等を修正する場合は、鉛筆で修正箇所を二重線で消し、枠線内の空いているところに追記してください。修正液等の使用は不可です。
- ・ 調査票は枠線内をパソコンで読み取り、審査会資料として使っております。枠線からはみ出た文字は資料として活用できません。調査票をご提出の際は、文字が枠線内に収まっていることを必ずご確認ください。ご利用のパソコン環境によっては、枠線外にずれて印字されることがあるかもしれませんが、印字位置の調整等の対応をお願いいたします。

その他、ご不明な点がございましたら、

介護保険課介護認定第二係（Tel03-5984-4590）までご連絡ください。